

(案)

雇 児 発 第 ※ 号  
平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成20年度夜間保育所加算分保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により夜間保育所（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知「夜間保育所の設置認可等について」により承認されたもの）に適用される加算分保育単価を別紙のとおり定め、平成20年度分について適用することとしたので通知する。

別紙

夜間保育所加算分保育単価

その保育所 その月初日 定員区分	年齢区分	加算額	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
			12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
20人	3歳未満児	円 13,870	円 1,100	円 910	円 730	円 360
	3歳以上児	15,440	1,100	910	730	360
21人から 30人まで	3歳未満児	円 10,810	円 730	円 610	円 480	円 240
	3歳以上児	12,380	730	610	480	240
31人から 45人まで	3歳未満児	8,770	480	400	320	160
	3歳以上児	10,340	480	400	320	160
46人から 60人まで	3歳未満児	円 7,750	円 360	円 300	円 240	円 120
	3歳以上児	9,320	360	300	240	120
61人から 90人まで	3歳未満児	円 6,730	円 240	円 200	円 160	円 80
	3歳以上児	8,300	240	200	160	80

夜間保育所加算分保育単価に含まれている事業費

年齢区分	基本分
3歳未満児	円 4,697
3歳以上児	6,263

平成20年度 保育対策等促進事業費補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">                     児 発 第 2 4 7 号                      平成12年3月29日                      ( 雇児発第*****号                      平成20年*月**日 一部改正 )                 </p> <p>                     各 都道府県知事 殿                      指定都市市長                      中核市市長                 </p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業の実施について</p> <p>                     地域における保育需要に対応するため、かねてから「今後の子育て支援のための施策の基本方向について（平成6年12月16日文部・厚生・労働・建設4大臣合意）」及び「当面の緊急保育等を推進するための基本的考え方（平成6年12月18日大蔵・厚生・自治3大臣合意）」等に基づき、保育所における特別保育事業が推進されてきたところであるが、今般、策定された「少子化対策推進基本方針（平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議）」及びその具体的実施計画としての「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）（平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意）」を踏まえて、必要なときに利用できる多様な保育サービスの整備及び在宅の乳幼児も含めた子育て支援の充実等の施策の総合的な展開を図る観点から、別紙のとおり「保育対策等促進事業実施要綱」を定め、平成12年4月1日から実施することとしたので通知する。                 </p> <p>                     なお、これに伴い、平成10年4月8日児発第283号厚生省児童家庭局長通知「特別保育事業の実施について」は、平成12年3月31日限りで廃止する。                 </p>	<p style="text-align: center;">                     児 発 第 2 4 7 号                      平成12年3月29日                      ( 雇児発第0612002号                      平成19年6月12日 一部改正 )                 </p> <p>                     各 都道府県知事 殿                      指定都市市長                      中核市市長                 </p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業の実施について</p> <p>                     地域における保育需要に対応するため、かねてから「今後の子育て支援のための施策の基本方向について（平成6年12月16日文部・厚生・労働・建設4大臣合意）」及び「当面の緊急保育等を推進するための基本的考え方（平成6年12月18日大蔵・厚生・自治3大臣合意）」等に基づき、保育所における特別保育事業が推進されてきたところであるが、今般、策定された「少子化対策推進基本方針（平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議）」及びその具体的実施計画としての「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）（平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意）」を踏まえて、必要なときに利用できる多様な保育サービスの整備及び在宅の乳幼児も含めた子育て支援の充実等の施策の総合的な展開を図る観点から、別紙のとおり「保育対策等促進事業実施要綱」を定め、平成12年4月1日から実施することとしたので通知する。                 </p> <p>                     なお、これに伴い、平成10年4月8日児発第283号厚生省児童家庭局長通知「特別保育事業の実施について」は、平成12年3月31日限りで廃止する。                 </p>

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業実施要綱</p> <p>1 趣旨  仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、一時・特定保育、<u>病児・病後児保育等</u>を実施することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 保育対策等促進事業の定義及び内容  この要綱において、次の事業を保育対策等促進事業とする。  (1) 一時・特定保育等事業（内容については、別添1のとおり）  (2) 休日・夜間保育事業（内容については、別添2のとおり）  (3) 病児・病後児保育事業（内容については、別添3のとおり）  (4) 待機児童解消促進等事業（内容については、別添4のとおり）  (5) 保育環境改善等事業（内容については、別添5のとおり）</p> <p>3 事業を実施する手続  現行どおり（略）</p> <p>別添1</p> <p style="text-align: center;">一時・特定保育等事業実施要綱</p> <p>1 趣旨  (1) 現行どおり（略）</p> <p>(2) 現行どおり（略）</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業実施要綱</p> <p>1 趣旨  仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、一時・特定保育、<u>地域の子育て支援等</u>を実施することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 保育対策等促進事業の定義及び内容  この要綱において、次の事業を保育対策等促進事業とする。  (1) 一時・特定保育等事業（内容については、別添1のとおり）  (2) 休日・夜間保育事業（内容については、別添2のとおり）  (3) <u>病児・病後児保育事業（自園型）</u>（内容については、別添3のとおり）  (4) 待機児童解消促進等事業（内容については、別添4のとおり）  (5) 保育環境改善等事業（内容については、別添5のとおり）</p> <p>3 事業を実施する手続  各事業の実施については、別添1～5に定めるところによるものとする。</p> <p>別添1</p> <p style="text-align: center;">一時・特定保育等事業実施要綱</p> <p>1 趣旨  (1) 3の(1)及び(2)の事業については、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や入院等に伴う一時的な保育、又は親の就労形態の多様化に伴う断続的な保育など、需要に応じた保育サービスを提供することにより児童の福祉の増進を図ることを目的とする。  (2) 3の(3)の事業については、在宅子育て家庭等に対する支援の一環として、必要な場所で必要なだけ利用できる一時預かりの体制整備を推進するため、利便性の高い場所において公共的で安全な保育サービスを安定的かつ効率的に提供できるよう検証することを目的とする。</p>

改正後	現行
<p>(3) 3の(4)の事業については、休日保育、時間外保育及び病児・病後児保育に対応可能な事業所内保育施設（事業主が雇用する労働者のために、事業所の敷地内若しくはその近接地又は雇用する労働者の通勤経路若しくは近接地域等に設置する、当該雇用する労働者の子を保育するための施設。以下同じ。）において、地域住民の児童を受け入れることで、保護者の多様な保育ニーズに対応することを目的とする。</p> <p>2 実施主体            (1) 現行どおり（略）            (2) 現行どおり（略）            (3) 3の(4)の事業の実施主体は、市町村とする。  <u>ただし、本事業については、事業所内保育施設を経営する事業主に委託できるものとする。</u></p> <p>3 対象事業            (1) 一時保育促進事業            ① 事業内容            児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であつて、保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所で保育する事業。            ② 実施要件            ア 原則として、対象児童の多さ等に応じて事業を担当する保育士を配置することとするが、毎日の利用が無いような保育所にあつては、事業担当保育士が配置されていない場合でも、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準を超えた保育士が配置されていれば事業の実施について差し支えないこととする。            イ 実施場所については、原則として、専用部屋を確保すること。            ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の開きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共的施設の空き部屋等においても実施できること。            また、公共的施設の空き部屋等を利用して実施する場合においては、当該施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）</p>	<p>2 実施主体            (1) 3の(1)及び(2)の事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。            (2) 3の(3)の事業の実施主体は、市町村又は市町村が適切と認めた者とする。</p> <p>3 対象事業            (1) 一時保育促進事業            児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であつて、保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所で保育する事業。            (2) 特定保育事業            市町村が定めた事由により、児童の保護者のいずれもが、一定程度（1か月当たり概ね64時間以上）の日時について当該児童を保育することができないと認められ、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる就学前児童について、保護者からの申込みにより、必要な日時について保育所で保育する事業。            (3) 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業            就学前児童について、駅周辺、商業施設内等の利便性の高い場所又は需要の高い場所等で必要な時間、安全な体制の中で利用できる一時預かりを行い、次の事項について検証する事業。            ① 利用者のニーズ・評価の把握            ② 児童の安全等適切な援助の確保            ③ 安定的かつ効率的な事業の実施（時間単位補助での運営の可否）</p>

改正後	現 行
<p>の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準及び最低基準第32条8号の基準を満たしていること。</p> <p>ウ 上記イに基づき保育所以外の公的施設で実施する場合については、保育士数は2名以上とすること。</p> <p>③ 留意点</p> <p>ア 事業実施に当たっては、保育の実施児童の職員や設備の基準を含め児童の援助に支障のないよう十分注意すること。</p> <p>イ 保育に当たっては、保育所保育指針を参考として実施に努めること。</p> <p>(2) 特定保育事業</p> <p>① 事業内容</p> <p>市町村が定めた事由により、児童の保護者のいずれもが、一定程度（1か月当たり概ね64時間以上）の日時について当該児童を保育することができないと認められ、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる就学前児童について、保護者からの申込みにより、必要な日時について保育所で保育する事業。</p> <p>② 実施要件</p> <p>ア 原則として、事業を担当する保育士の数は、最低基準第33条第2項により児童の年齢に応じて定める基準を満たすものとする。</p> <p>イ 実施場所については、原則として、専用部屋を確保すること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の開きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共的施設の空き部屋等においても実施できること。</p> <p>また、公共的施設の空き部屋等を利用して実施する場合には、当該施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準及び最低基準第32条8号の基準を満たしていること。</p> <p>ウ 原則として、利用児童1人当たりの面積は、最低基準第32条により児童の年齢等に応じて定める基準を満たすものであること。</p> <p>③ 留意点</p> <p>ア 事業実施に当たっては、保育の実施児童の職員や設備の基準を含め児童の援助に支障のないよう十分注意すること。</p> <p>イ 保育に当たっては、保育所保育指針を参考として実施に努めること。</p>	<p>4 実施要件</p> <p>(1) 事業を担当する保育士を次のとおり配置すること。</p> <p>① 3の(1)の事業については、原則として、対象児童の多さ等に応じて必要となる保育士を配置することとするが、毎日の利用が無いような保育所にあつては、事業担当保育士が配置されていない場合でも、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準を超えた保育士が配置されていれば事業の実施について差し支えないこととする。</p> <p>② 3の(2)の事業については、原則として、保育士の数は、最低基準第33条第2項により児童の年齢に応じて定める基準を満たすものとする。</p> <p>③ 3の(1)、(2)の事業ともに、4の(2)の①に基づき保育所以外の公的施設で実施する場合については、保育士数は2名以上とすること。</p> <p>④ 3の(3)の事業については、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置するほか、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を利用児童数等に応じて配置すること。ただし、全体で2名を下回ることはできない。</p> <p>(2) 事業実施場所は以下のとおりとすること。</p> <p>① 3の(1)、(2)の事業ともに、原則として、事業を実施するための専用部屋を確保すること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の開きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共的施設の空き部屋等においても実施できること。</p> <p>また、公共的施設の空き部屋等を利用して実施する場合には、当該施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準及び最低基準第32条8号の基準を満たしていること。</p> <p>② 3の(2)の事業については、原則として、利用児童1人当たりの面積は、最低基準第32条により児童の年齢等に応じて定める基準を満たすものであること。</p> <p>③ 3の(3)の事業については、市町村が適切と認めた、以下の要件を満たす場所とする。</p> <p>ア 事業を実施するための専用スペースを確保すること。</p> <p>イ 当該施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準及び最低基準第32条8号の基準を満たしていること。</p>

改正後

現行

(3) 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業

① 事業内容

就学前児童について、駅周辺、商業施設内等の利便性の高い場所又は需要の高い場所等で必要な時間、安全な体制の中で利用できる一時預かりを行い、次の事項について検証する事業。

- (ア) 利用者のニーズ・評価の把握
- (イ) 児童の安全等適切な援助の確保
- (ウ) 安定的かつ効率的な事業の実施（時間単位補助での運営の可否）

② 実施要件

ア 乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置するほか、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を利用児童数等に応じて配置すること。ただし、全体で2名を下回ることはいできない。

イ 実施場所については、市町村が適切と認めた、以下の要件を満たす場所とする。

- (ア) 事業を実施するための専用スペースを確保すること。
- (イ) 当該施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準及び最低基準32条8号の基準を満たしていること。

ウ 上記アに基づき、保育士資格を持たない者を配置する場合は、市町村等が実施する研修を受講・修了することを要件とする。

なお、研修内容については、概ね別紙1に掲げる研修科目、時間数以上であることとし、市町村等が実施する他の研修会等が別紙1の内容を満たす場合には、その研修等の修了をもって代えることも差し支えない。

エ 市町村は事業に関する実績等について別紙2の内容により報告すること。

③ 留意点

ア 店舗の顧客など、利用者の者に限定せず、公共性を確保するとともに、利便性の高い場所での継続的な実施の推進に努めること。

イ 日々変動する利用者数に対応するための保育者を効率的かつ安定的に確保し、事業の効率的な実施に努めること。

ウ 利用手続きについても、利用者の利便性に配慮し、事務処理や管理業務も効率的に実施すること。

エ 事業実施に当たっては、初めての利用児童等に対する情緒の安定に配慮するなど、保育所保育指針を参考として実施に努めること。

改正後

現行

- オ 緊急の利用申込みへも対応できるよう、その体制確保に努めること。
- カ 児童の急病や、事故等の緊急時の対応方法について事前に定め、安全な実施体制を確保すること。
- キ 職員配置や備品、保育材料等について、児童の援助に支障のないよう十分注意すること。

(4) 地域保育資源活用事業

① 事業内容

日々保育に欠ける児童を対象として、事業所内保育施設で休日保育、時間外保育、病児・病後児保育を実施する事業。

② 実施要件

ア 対象児童は、通常、事業所内保育施設を利用していない児童であって、かつ、認可保育所への入所要件を満たす就学前児童であり、保育対策等促進事業実施要綱の別添2「休日・夜間保育事業」及び別添3「病児・病後児保育事業」を実施する施設が近隣にない等の理由により、当該特別保育の利用が困難な児童とする。

なお、通常、事業所内保育施設を利用している児童（当該事業所の労働者の子）であっても、認可保育所への入所要件を満たす就学前児童については、本事業の対象とするが、(財)21世紀職業財団の両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）で整備した施設であって、現に運営費を受給している間においてはこの限りではない。

イ 事業を担当する保育士の数は、最低基準第33条第2項により児童の年齢に応じて定める基準を満たすものとする。また、病児・病後児保育を実施する場合には、事業を担当する保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を1名以上配置するものとし、預かる人数は、看護師等1名に対して児童2名程度とする。

ウ 利用児童1人当たりの面積は、最低基準32条により児童の年齢等に応じて定める基準を満たすものであること。また、病児・病後児保育を実施する場合は、実施施設の医務室、余裕スペース等で、衛生的に配慮されており、対象児童の安静が確保できる場所とすること。

エ 事業実施施設は、地域住民の児童を3名以上受け入れるとともに、労働者の子と合わせて利用児童数が10名以上であること。

オ 実施施設においては、認可保育所と同等の開所日数を確保すること。

改正後	現 行
<p>③ 留意点 他に国・地方公共団体等から同様の公的助成を受けている間は、<u>本事業の対象としないこと。</u></p> <p>4 事業の実施手続 現行どおり（略）</p> <p>5 費用 (1) 現行どおり（略）</p> <p>(2) 3の(1)、(2)及び(4)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができるものとする。</p> <p>(3) 現行どおり（略）</p>	<p>5 事業の実施手続 (1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うものとする。</p> <p>(2) この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>6 費用 (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>(2) 3の(1)及び(2)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができるものとする。</p> <p>(3) 3の(3)の事業については、時間に応じた利用が可能となるように利用料を設定すること。</p> <p>7 留意点 (1) 3の(1)及び(2)の事業については、以下の点に留意すること。</p> <p>① 事業実施に当たっては、保育の実施児童の職員や設備の基準を含め児童の援助に支障のないよう十分注意すること。</p> <p>② 保育に当たっては、保育所保育指針を参考として実施に努めること。</p> <p>(2) 3の(3)の事業については、以下の点に留意すること。</p> <p>① 店舗の顧客など、利用者の者に限定せず、公共性を確保するとともに、利便性の高い場所での継続的な実施の推進に努めること。</p> <p>② 日々変動する利用者数に対応するための保育者を効率的かつ安定的に確保し、事業の効率的な実施に努めること。</p> <p>③ 利用手続きについても、利用者の利便性に配慮し、事務処理や管理業務も効率的に実施すること。</p> <p>④ 事業実施に当たっては、初めての利用児童等に対する上長の安定に配慮するなど、保育所保育指針を参考として実施に努めること。</p>

改正後	現 行
	<p>⑤ 緊急の利用申込みへも対応できるよう、その体制確保に努めること。</p> <p>⑥ 児童の急病や、事故等の緊急時の対応方法について事前に定め、安全な実施体制を確保すること。</p>

改正後	現行
<p>別添2</p> <p>休日・夜間保育事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 現行どおり（略）</p> <p>2 実施主体 3の（1）及び（2）の事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。</p> <p>3 対象事業 （1）休日保育事業 現行どおり（略）</p>	<p>別添2</p> <p>休日・夜間保育事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の休日保育及び夜間保育の需要への対応を図り、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 （1）3の（1）の事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、この事業については、保育所を経営する者に委託できるものとする。 （2）3の（2）の事業の実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。</p> <p>3 対象事業 （1）休日保育事業 ① 事業内容 就労形態の多様化に対応するため、保育所において、日曜日、国民の祝日等（以下「休日等」という。）の保育を行う事業。 ② 実施要件 ア この事業は、休日等を含め年間を通じて開所する保育所を指定して行うこと。 イ この事業の対象となる児童は、児童福祉法第24条に規定する保育の実施児童であつて、休日等においても保育に欠ける児童であること。 ウ 対象児童の多さ等に応じて、事業を担当する保育士を配置すること。ただし、保育士数は2名以上とすること。 エ 対象児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。 オ 実施場所については、保育所のほか、公共的施設の空き部屋等を利用して実施することも差し支えないが、この場合、当該施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準及び児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条8号の基準を満たしていること。</p>

改正後	現行
<p>(2) 夜間保育推進事業 現行どおり (略)</p> <p>4 事業の実施手続 現行どおり (略)</p> <p>5 費用 (1) 3の(1)及び(2)の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業</p> <p>(2) 現行どおり (略)</p>	<p>(2) 夜間保育推進事業</p> <p>① 事業内容 夜間保育を行っている保育所の運営に係る特別な経費の助成を行う事業。</p> <p>② 実施要件 本事業の対象となる夜間保育所とは、次に掲げるものとする。 ア 平成12年3月30日児発第298号通知「夜間保育所の設置認可等について」に基づく夜間保育所 イ 平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく中心保育所が、アの事業を実施しない場合であって、同通知の5により分園が中心保育所と開所時間に差を設けて行う夜間保育事業</p> <p>4 事業の実施手続 (1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うものとする。 (2) この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>5 費用 (1) 3の(1)の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業 (2) 3の(2)の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業</p> <p>(3) 3の(1)の事業については、事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができるものとする。</p>

改正後	現 行
<p>別添3</p> <p style="text-align: center;">病児・病後児保育事業実施要綱</p> <p>1 趣旨  <u>病気の子どもの一時預かりや保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。</u></p> <p>2 実施主体  <u>本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めた者とする。</u></p> <p>3 対象事業  <u>本事業の対象事業は、次に掲げる（1）～（3）とする。</u>  <u>なお、（1）～（3）の事業は併せて実施できないものとする。</u></p> <p>（1）「病児対応型」事業</p> <p>① 事業内容  <u>児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に預かる事業。</u></p> <p>② 実施要件</p> <p>ア <u>対象児童は、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難な児童であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童（以下、「病児」という。）とする。</u></p> <p>イ <u>病児の看護を専門に担当する職員として、看護師等（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ）を1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、利用定員4名以上の施設にあっては保育士を2名以上、利用定員2名以上の施設にあっては保育士を1名以上、配置すること。</u></p> <p>ウ <u>本事業の実施場所については、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースであって、次の（ア）～（ウ）の基準を</u></p>	<p>別添3</p> <p style="text-align: center;">病児・病後児保育事業（自園型）実施要綱</p> <p>1 趣旨          病児・病後児保育については、地域の児童を対象に「乳幼児健康支援一時預かり事業」において実施してきたところであるが、今般、地域の実情に応じた取組ができるよう、体調不良時の保育については保護者が行うことを原則としつつ、児童が保育中に微熱を出すなど、体調不良となった場合等に安心かつ安全な体制を確保し、保育所における緊急的な対応等の充実を図ることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的として本事業を実施するものである。</p> <p>2 実施主体          本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。</p> <p>3 事業の内容          児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となったが、保護者が勤務等の都合で直ちに迎えに来られない場合において、保育所において保護者が迎えに来るまでの間預かる、当日の緊急対応等を行う事業。</p> <p>4 実施要件</p> <p>（1）対象児童          本事業の対象となる児童は、事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童（以下「体調不良児」という。）であって、保護者が迎えに来るまでの間、保育所において緊急的な対応を必要とする児童。          ただし、当日の緊急対応に支障のない範囲で、保育所への登所前からの体調不良児についても、嘱託医、かかりつけ医の判断により当面症状の急変が認められない場合に対象とできるものとする。</p> <p>（2）体調不良児の人数  <u>実施保育所において、前年度の実績等から見込まれる体調不良児（体調不良により保育所を休み児童を含む。）の人数が、年間延べ200人程度以上見込まれる保育所とする。</u></p> <p>（3）職員配置          実施保育所において、事業を担当する保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を1名以上配置することとし、医療機関等において看護経験を有する者が望ましい。</p>

改正後	現 行
<p>満たすものとし、市町村が適当と認めたものとする。</p> <p>(ア) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。</p> <p>(イ) 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を有することが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用することを妨げるものではないこと。</p> <p>(ウ) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。</p> <p>エ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。また、児童の受け入れ時間については、現に保護者が保育できない時間とし、長時間の保育は望ましいものではないこと。</p> <p>(2) 「病後児対応型」事業</p> <p>① 事業内容 児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を保育所、病院・診療所等に付設された専用スペースで一時的に預かる事業</p> <p>② 実施要件</p> <p>ア 対象児童は、病気の回復期であることから、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童（以下、「病後児」という。）とする。</p> <p>イ 病後児の看護を専門に担当する職員として、看護師等を1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、利用定員4名以上の施設にあっては保育士を2名以上、利用定員2名以上の施設にあっては保育士を1名以上、配置すること。</p> <p>ウ 本事業の実施場所については、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースであって、次の（ア）～（ウ）の基準を満たすものとし、市町村が適当と認めたものとする。</p> <p>(ア) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。</p> <p>(イ) 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を有することが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用することを妨げるものではないこと。</p> <p>(ウ) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。</p>	<p>(4) 実施場所 実施保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保できる場所であること。 また、対象児童の症状等によっては看護師等の自宅等において実施することも差し支えない。この場合においても、実施保育所と同様に、衛生面の配慮がなされている等、児童にとって適切な環境が確保できるよう努めること。</p> <p>(5) 登所前から体調不良の児童の利用 当日に嘱託医等の診断を受け、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（別紙3様式例。病児を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの）により症状を確認した上で、保育所において安全かつ安心な体制で預かることが可能な場合は、保護者と協議の上、受入れの決定を行うこと。 ただし、預かる人数は看護師等1名に対して児童2名程度とする。</p> <p>(6) 医療機関との連携等</p> <p>① 市町村長は、都道府県医師会・市区医師会等（以下「地域医師会」という。）に対し、本事業への協力要請を行うとともに、実施保育所に対し医療の連携体制を十分に整えるよう指導すること。</p> <p>② 実施保育所は、症状の急変等の際に当該児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し、保育所の運営への理解を求めるとともに協力関係を構築すること。 また、児童の症状の変化に的確に対応し、感染の防止や衛生管理の徹底を図るとともに、嘱託医等との連携を密にし、保育中の医療面での指導、助言を受けること。</p> <p>③ 実施保育所は、児童の症状の急変等の際の対応について事前に定めておくこと。 また、登所前からの体調不良児の預かりについては、『「保育所型病児保育」ガイドライン（案）」（乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について（平成19年1月22日雇児母発第0122001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）に添付）を参考とし、嘱託医等と相談の上、一定の目安（対応可能な症状や利用時間等）を作成するとともに、保護者に対し周知し理解を得ること。</p> <p>(7) 感染の防止 実施保育所は、他の児童への影響がないよう児童及び職員間の感染を防止するとともに、入所児童の予防接種の接種状況を確認し、必要に応じ接種するよう指導すること。 特に、本事業の実施場所と保育室・遊技室等との間に間仕切り等を設けるなどして適切な環境を確保し、職員等の往来を制限する措</p>

改正後	現行
<p><u>エ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。また、児童の受け入れ時間については、現に保護者が保育できない時間とし、長時間の保育は望ましいものではないこと。</u></p> <p>(3)「体調不良児対応型」事業</p> <p>① 事業内容          児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所通所児童に対して保健的な対応等を図る事業。</p> <p>② 実施要件</p> <p>ア 対象児童は、事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童（以下、「体調不良児」という。）とする。</p> <p>イ 実施保育所において、本事業を担当する看護師等を1名以上配置することとし、預かる体調不良児の数は、看護師等1名に対して2名程度とすること。</p> <p>ウ 本事業の実施場所については、実施保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保できる場所とすること。</p> <p><u>エ 本事業を担当する看護師等は、事業実施保育所における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。</u></p> <p><u>オ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的に実施すること。</u></p> <p>4 医療機関との連携等</p> <p>(1) 市町村長は、都道府県医師会・郡市区医師会等（以下、「地方医師会」という。）に対し、本事業への協力要請を行うとともに、実施施設に対し医療の連携体制を十分に整えるよう指導すること</p> <p>(2) 実施施設本事業は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下、「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、本事業の運営への理解を求めるとともに協力関係を構築すること。</p> <p>(3) 医療機関以外の実施施設が病児保育を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止の徹底を図るため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下、「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。</p>	<p>置を講じることや手洗い等の設備を設置することにより衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。</p> <p>(8) 病児・病後児保育事業（オープン型）との連携          近隣に地域の病児・病後児を預かりの対象とする病児・病後児保育事業（オープン型）実施施設がある場合は、本事業に優先して活用すると同時に、児童の症状等に応じた適切な利用が行われるよう連絡体制の確保等の連携に努めること。</p>